

パートナーシップ構築宣言 ひな形改定に伴う想定FAQ (関係者配布用)

2025年12月

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新のタイミング

分類	問い合わせ内容	回答
更新のタイミング	【2026年1月1日より前】 新しいひな形は、事前にホームページから更新をかけてもよいのか。その際に、更新日はいつにすればいいのか。	事前に更新をかけていただいても構いません。2026年1月1日以降、順次ホームページにて公開します。また、更新日は2026年1月1日としていただいても構いません。よろしくお願いいたします。
更新のタイミング	【2026年1月1日より後】 - 今すぐ更新したい。 - いつから変更すればいいか。 - 改定日から遅れてしまったがこれからの更新でも問題がないか。	更新はいつでも問題ございません。なお、更新の際は、新しいひな形を御利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	・更新をしなくてはならないのか。 ・ひな形改正メールが届いたが、更新は必須なのか。 ・先日更新をしたばかりだが、再度更新するべきなのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしているところです。何とぞ御検討・御対応ください。
更新内容	更新方法を知りたい。	ポータルサイトの「登録方法」のページを御参照ください。
更新内容	更新日はいつにしたらよいのか。	現在の宣言の宣言日の下に更新日を併記してください。また、ポータルサイトのFAQの問5－1を併せて御参照ください。 【2026年1月1日より前】2026年1月1日としてください。 【2026年1月1日より後】貴社においてポータルサイト上で、実際に更新申請を行う日以降の日付けを御記載ください。
更新内容	更新のため申請をしたが、いつ掲載されるか。	・申請順に内容を確認の上、掲載手続を行っております。通常は10日程度で更新を行いますが、当面はひな形等の改正に伴い更新数が増加することが予想されるため、通常よりも御時間頂戴することになる見込みです。あらかじめ御了承ください。 ・なお、申請の「受付」が完了した際は自動返信メールにてその旨通知しておりますので、メールが届かない場合は、（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802 まで、お問い合わせください。
更新内容	メールに記載されているアドレスに担当者変更のメールを送ったが返信が来ない。	（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802へお問い合わせください。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	ポータルサイトから登録作業をしたが、登録完了メールが届かない。	登録・公開完了の際は特段の御連絡は行っておりません。通常10営業日程度で作業完了となりますので、ポータルサイトにて公開されるまでいましばらくお待ちください。
更新内容	更新しようとしているが自社の宣言文が見つからない。	ポータルサイトの右上にある「登録企業リスト」内にある、「企業名で検索」から検索をお願いいたします。なお、その際は、社名はひらがな/カタカナを正確に区別して入力・検索してください。
更新内容	更新をしなければ、今の宣言（古いひな形）は無効（抹消）になるのか。	更新を行わなかったとしても宣言は無効にならず、また、更新を行わなかったことにより事務局において抹消等を行うことはありません。一方、今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されることから、宣言企業の皆様には2026年1月1日以降の更新をお願いしているところです。何とぞ御検討・御対応ください
更新内容	今回のひな形の改正はどのような点について改正が行われたのか。	今回は2026年1月1日から、取適法、振興法が施行され、振興法に基づく振興基準及びパートナーシップ構築宣言のひな形についても改正されます。また、あわせて、ひな形制定時（2020年）からの時代変化や運用上の課題を踏まえた改正も行っております。 具体的には、サプライチェーンとの連携、テレワーク導入とBCP、振興基準全体の遵守、法改正に伴う用語の変更がございます。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

更新内容

分類	問い合わせ内容	回答
更新内容	サプライチェーンとの連携はどのような背景で改正されたのか。	振興基準前文において、「サプライチェーンの深い層」も含めて、サプライチェーン全体の共存共栄の必要性を謳うこととなったためです。
更新内容	テレワーク導入とBCPが個別項目に移っているが、なぜか。	現行ひな形の定型部分にある「取引先のテレワーク導入やBCP策定の助言等の支援」の記述について、制定当時はコロナ禍中であったものの、現在は状況が変化したため、テレワーク導入支援等について、定型部分からは削除し、各企業がサプライチェーンの共存共栄を目指して取り組む事項として選択して記載する個別項目に盛り込むこととしたものです。
更新内容	法改正に伴う用語の変更とあるが、どの用語が変更となったのか。	「下請」等が含まれる用語を、振興法においても以下に改正したため、ひな形もそれに倣い、改正しています。 ・「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」 ・「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」 ・「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」
更新内容	振興基準全体の遵守として改正されたが、どのような背景があるのか。	現行ひな形は、振興基準を一部抜粋・要約し、ひな形に直接記載をしているところ、直接記載部分のみ遵守すればよいとの誤解から、振興基準に反する記載に修正して申請を行う企業も見受けられるためです。
更新内容	振興基準の遵守の重点5課題が消えているが、守らなくてもよいということなのか。	新たなひな形では、今回の法改正により企業による振興基準全体への理解が更に重要となることから、振興基準全体を遵守することとしており、重点5課題についても引き続き遵守の対象となります。 さらに、事業者振興基準の理解を徹底させるため振興基準の内容を理解した上で宣言いただくこととしています。

パートナーシップ構築宣言ひな形改定に伴う想定FAQ

賃上げ促進税制

分類	問い合わせ内容	回答
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を活用するに際して、マルチステークホルダーにパートナーシップ構築宣言のURLを記載する必要があるが、宣言を更新した場合マルチステークホルダーも再提出の必要があるか。	パートナーシップ構築宣言の更新をするとURLが変更となります。 マルチステークホルダー方針においては、パートナーシップ構築宣言のURLを含む本文について変更があった際は、その旨についてマルチステークホルダー方針の変更届の提出が必要となります。「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」ご利用ガイドブック」を御確認の上、提出をお願いいたします。 なお、既に確定申告を終えているか否かで変更届に対する取扱いが変更となります。確定申告を終えている企業様におかれましては、賃上げ促進税制のコールセンターにお問合せください。 ※税制サポートセンター○全企業向け税制・中堅企業向け税制tel:0570-078-117
インセンティブ措置	賃上げ促進税制を受けるためにパートナーシップ構築宣言をしている。ひな形を更新しないと賃上げ促進税制を適用を受けることができないのか。	マルチステークホルダー方針においては、旧ひな形と改正ひな形のいずれでも有効でございます。